

令和5年度地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）実施要綱

（目的）

第1条 地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）（以下「本事業」という。）は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、地域再生に取り組む市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）に対して、知識やノウハウを有する地域再生マネージャー等の外部の専門家（以下「外部専門家」という。）を派遣し、現地調査、必要な助言・協働等を行うことにより地域再生を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりを支援することを目的とする。

（派遣の内容）

第2条 地域再生に取り組む初動期において、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた地域再生の方向性に目処をつけるため、外部専門家を市町村へ派遣することとし、対象は次のいずれかの場合とする。

- (1) 単独の市町村において本事業を実施する場合
 - (2) 複数の市町村（都道府県を超える場合も含む）において共同で本事業を実施する場合
- 2 外部専門家は現地調査（視察、ヒアリング、資料分析など）、課題整理、助言、提言、情報提供等を行う。
 - 3 派遣する外部専門家は、地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し原則として1件あたり1人を財団が選任する。なお、1人の専門家では充分でないと財団が判断した場合に限り複数人を選任する。
 - 4 派遣は年1回とする。
 - 5 市町村が単独で実施する場合は、次のいずれかの方法とする。
 - (1) 現地調査と報告会を連続する3日間で実施する。
 - (2) 連続する2日間で現地調査を実施し、後日オンラインで報告会を実施する。
 - 6 複数の市町村（都道府県を超える場合も含む）が共同で実施する場合は、次のいずれかの方法とする。
 - (1) 複数の市町村が隣接する場合は、原則として連続する3日間で現地調査を行い、後日オンラインで報告会を実施する。
 - (2) 複数の市町村のうち、隣接していない市町村を含む場合は、原則として連続する2日間の現地調査をそれぞれの市町村で行い、後日オンラインで報告会を実施する。
 - 7 短期派遣の視察及び報告会（専門家による提言）終了後、市町村からの希望があり、担当外部専門家との調整がつき、財団が認めた場合には、事業のフォローアップとして選択により以下を実施することができる。なお、その際の専門家は短期派遣された専門家のみとします。
 - (1) 外部専門家とのオンライン相談
 - (2) 外部専門家の現地再調査

（実施期間）

第3条 通年で実施とする。

(対象経費)

第4条 本事業の派遣に要する経費は、外部専門家への謝金及び旅費とし、原則として財団が全額負担し、財団から外部専門家へ直接支払うものとする。

2 その他必要となる経費については、原則として派遣を受ける市町村の負担とする。

(派遣申請)

第5条 本事業による外部専門家派遣を希望する市町村は、次の各号に掲げる書類を財団に直接申請（原本一部）し、写しを都道府県に送付するものとする。

(1) 地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）申請書（別記様式第1））

但し第2条第6項に該当する場合には申請書の派遣内容欄に共同で実施する旨を記載のうえ、それぞれの市町村において申請書を提出する。

(2) その他事業の内容を説明する補足資料（様式自由）

2 申請は随時受け付けとし、採択予定件数（10件程度）に達し次第終了とする。

3 財団は、必要に応じて追加募集を実施することができる。

(派遣決定)

第6条 財団は、申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、外部専門家を派遣する市町村を決定し、当該市町村に外部専門家派遣決定通知を行うものとする。

2 財団は、市町村に直接通知を行うものとし、その旨を都道府県にも報告するものとする。

3 市町村は、申請した事業内容等について、財団からの求めに応じて適宜説明を行うものとする。

(派遣の実施)

第7条 財団は、市町村と協議のうえ、派遣に係る具体的内容及び実施日等を決定し、外部専門家の派遣を実施する。

(情報公開)

第8条 財団は、外部専門家派遣決定後、市町村名、その取組内容及び成果について広く一般に公開できるものとする。

(守秘義務)

第9条 外部専門家は、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならない。

(法令遵守)

第10条 市町村は、法令等を遵守し、誠実に本事業に係る業務を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

(別記様式第1)

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人地域総合整備財団
理事長 様

市町村名
市町村長名 印

地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）申請書

地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）の派遣を受けたく、令和5年度地域再生マネージャー事業（外部専門家短期派遣事業）実施要綱第5条に規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に至った背景・経緯

2. 連絡先

〒・住所
担当部課
担当 役職・氏名
電話
E-mail

3. 派遣内容

--

4. 派遣期間内の予定

--

5. 外部専門家の受入体制

--

6. 派遣を希望する外部専門家

第一希望	第二希望	第三希望

7. その他特記すべき事項

--